

資料編

(1) 計画策定の主な背景

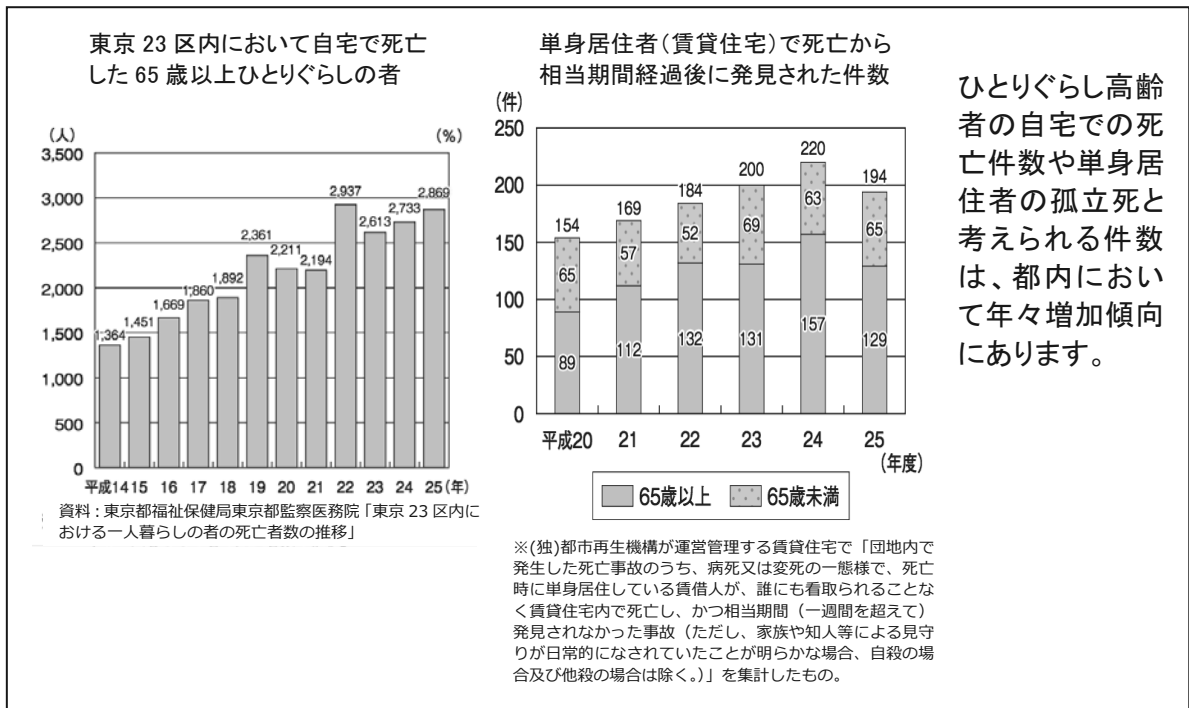
①見守りや地域のつながり

高齢者や子どもに対する虐待、いじめ、自殺、孤立死などが社会問題化しています。地域社会の都市化に伴う人と人とのつながりの希薄化、地域社会への関心の低下などが、こうした問題の背景にあると考えられます。

地域住民の多様な生活課題を早期に発見し対応するためには、ご近所のちょっとした変化に気づくなど、地域のきめ細かな目が必要です。

それぞれの地域の実情に合わせ、町会・自治会、民生児童委員などの地域で活動する団体や個人が相互につながり、ゆるやかに見守りあえる住民主体の地域づくりが求められています。

■孤立死と考えられる事例の発生状況



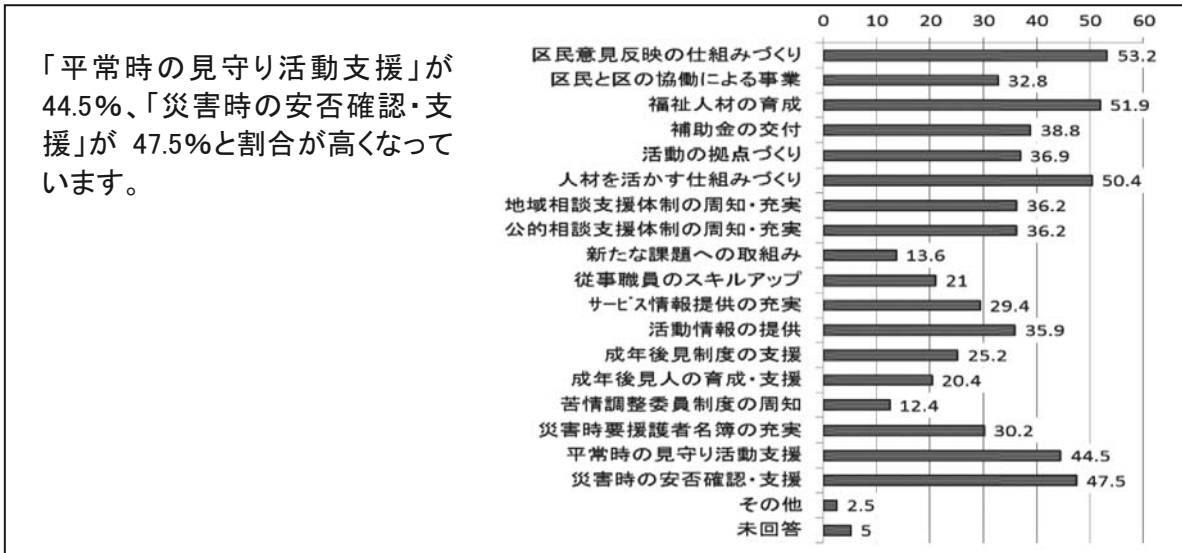
【出典】平成 27 年度高齢社会白書(内閣府)

②災害時要援護者の支援体制の整備

区では、平成 19 年度から「災害時要援護者名簿」の作成に取り組んでおり、本人の同意を得て名簿へ登録し、民生児童委員、区民防災組織等、消防機関・警察署および高齢者相談センター（地域包括支援センター）へ提供して、情報の共有を図っています。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたことを受け、平成 27 年 3 月に「練馬区地域防災計画」を修正し、その下位計画として「練馬区災害時要援護者支援プラン（全体計画）」を策定しました。今後はこの支援プランに基づき、地域住民、事業者、区等が連携し、災害発生時の名簿の活用方策や安否確認の具体的な体制づくりを早急に進める必要があります。

■地域福祉関連で今後の重要な取組



【出典】練馬区地域福祉・福祉のまちづくりに関するアンケート調査(平成26年度)

③生活支援ニーズの多様化に対応した地域福祉活動の担い手の拡大

核家族化が進み、ひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、生活課題は多様化しています。地域住民が地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、悩み相談や話し相手、外出時の付き添い、ごみ出しや電球の交換など、地域住民として同じ立場で支え合う活動が必要です。

町会・自治会や地域活動団体などの活動をつなぐとともに、地域の生活課題に気づいた住民の自発的な活動を支援するなど、身近な支え合いのネットワークの輪を広げていく必要があります。

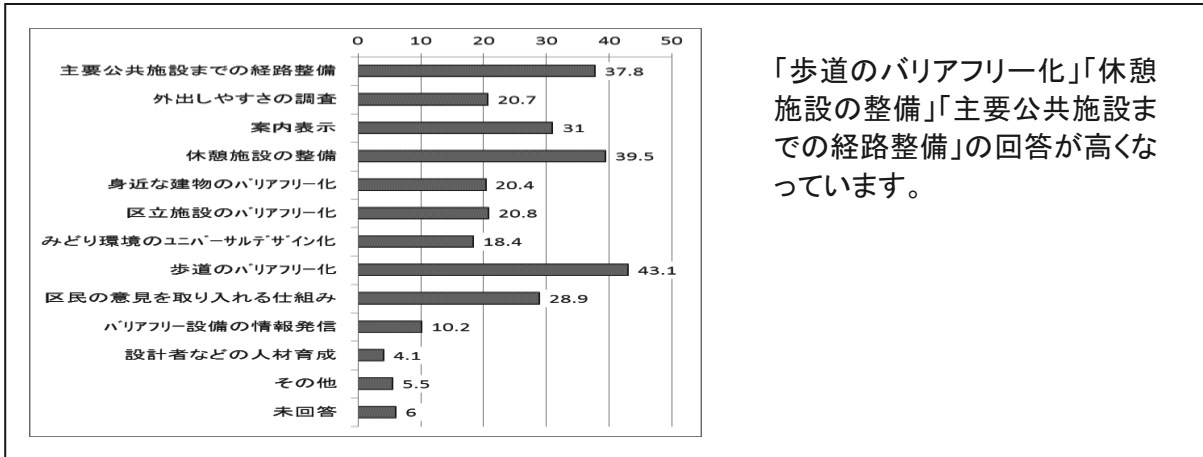
④社会参加を阻害するバリアの解消

高齢者、障害者、子育て世代、外国人などを含めたあらゆる人が社会活動に参加し、それぞれの個性や能力を発揮することが期待されています。

平成18年12月「一体的・総合的」なバリアフリー施策の推進を目指して、ハートビル法と交通バリアフリー法とを統合したバリアフリー法が制定されました。バリアフリー法では、バリアフリー推進にあたっては当事者参加で利用者の視点を反映することや心のバリアフリーの促進に取り組むこととしています。

区内でも個別施設のバリアフリー化は着実に進展しており、多くの区民が以前と比べて外出しやすくなっていると実感していますが、一方で、まち全体のさらなる利便性の向上、利用者の視点を取り入れた整備等への期待が高まっています。

■ハード面の福祉のまちづくりに必要な取組



「歩道のバリアフリー化」「休憩施設の整備」「主要公共施設までの経路整備」の回答が高くなっています。

【出典】練馬区地域福祉・福祉のまちづくりに関するアンケート調査(平成 26 年度)

また、社会参加の一層の促進のためには、ハード面の整備と併せて「情報のバリアフリー化」が必要です。肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、発達障害、認知症、外国人などのさまざまな状況にある情報の受け手が、情報を円滑に取得できる取組を進めていく必要があります。

■活動に参加するために必要な支援

区分	身体障害者 (n=558)	知的障害者 (n=248)	精神障害者 (n=434)	難病患者 (n=346)	施設入所者 (n=100)
活動についての情報が提供されること	32.1 (2位)	27.4	34.3 (1位)	28.3 (1位)	18.0
一緒に行く仲間がいること	26.7	30.6	28.8 (3位)	21.7	21.0
活動する場所が近くにあること	29.6 (3位)	32.3	31.1 (2位)	26.0 (3位)	18.0
外出のための手段が確保されていること	20.1	33.9	13.6	20.8	46.0 (2位)
障害(精神疾患の症状/難病の方)にあった対応があること	29.4	37.5 (3位)	26.0	26.0 (3位)	37.0 (3位)
適切な指導者がいること	21.3	42.3 (1位)	27.0	14.2	29.0
障害のある人(精神疾患のある方/難病の方)に配慮した施設や設備があること	32.3 (1位)	23.4	26.5	28.3 (1位)	27.0
介助者・援助者がいること	22.6	39.9 (2位)	19.8	15.6	57.0 (1位)
その他	1.4	3.6	4.6	3.5	4.0
特になし	12.5	10.5	18.0	14.7	9.0
無回答	18.6	16.9	10.4	13.3	14.0

「情報提供」が、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者のいずれの回答でも高い割合を示しています。

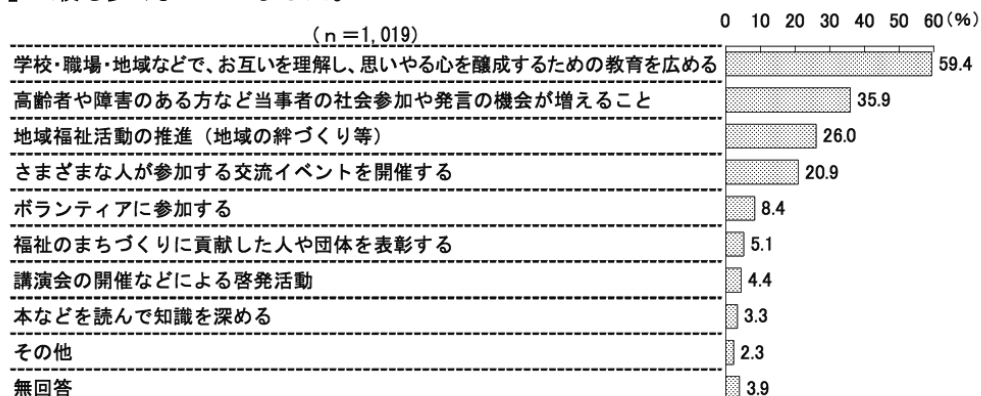
【出典】練馬区障害者基礎調査(平成 26 年3月)

⑤福祉教育や当事者の参加・交流機会の充実

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、みんなで支え合いともに暮らしていくことを社会共通の理念としていくためには、「自然な感覚」として、互いを理解し思いやることが重要です。そのためには、学校での福祉に関する教育や、地域においてさまざまな立場の方と交流し、学ぶ機会を拡充する必要があります。

■福祉のまちづくりを推進するための取組

より一層福祉のまちづくりを推進するためにはどのような取組が必要だと思うか聞いたところ、「学校・職場・地域などで、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育を広める」が最も多くなっていました。



【出典】練馬区区民意識意向調査（平成 25 年度）

⑥福祉サービス利用者の権利擁護の推進

福祉サービスについては、近年、NPOや企業など多様な事業主体の参入が進み利用者による選択の幅が拡大しています。利用者がサービスや事業者を主体的に選択できる環境づくりが重要です。

保健福祉サービスの質の向上を図ることとあわせて、サービスの利用者がサービス内容を十分に理解したうえで、主体的にサービスを選択できるよう相談支援体制を整え、権利擁護を推進する必要があります。

⑦生活困窮者の支援体制の整備

平成 27 年 4 月に、失業、多重債務、子どもの教育など多様な課題を複合的に抱えた生活困窮者へ包括的な支援を実施し、生活保護に至る前の段階で自立を図るため、生活困窮者自立支援法が施行されました。

区は、この制度を円滑に実施するため、法の施行を待たずに、平成 26 年度に、練馬区社会福祉協議会に委託して自立相談支援事業の窓口となる「生活サポートセンター」を開設し、生活困窮者自立促進支援モデル事業を開始しました。

モデル事業の成果を踏まえ、生活困窮者の早期発見や自立生活の継続に必要な支援機関等との連携強化により、早期支援が行える体制の整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 地域福祉・福祉のまちづくりに関する国等の動向

①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成25年6月)

平成18年に、国連では障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)が採択されました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止しています。

わが国では、障害者権利条約の批准のため、障害者基本法改正、障害者総合支援法施行などの制度改革を進めてきました。

障害者差別解消法の制定(平成28年4月施行予定)も、その一環となる取組であり、国の行政機関や地方公共団体、事業者に対して、障害者への不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を禁止することなどを定めました。今後は、関係省庁が、事業者への障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針を作成するなど、国や地方公共団体が、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策に取り組む予定です。



【出典】内閣府「障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)」

②オリンピック・パラリンピック教育の推進(平成26年度～)

平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を受け、国および東京都では、幼児・児童・生徒の国際理解等を深める教育を推進するため、学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の実践を進めています。

東京都においては、平成27年度から開始した「オリンピック・パラリンピック教育推進校」の指定を、平成28年度からは公立の全校(園)に拡大し、オリンピック・パラリンピアン(選手)の学校派遣事業において、オリンピック選手やパラリンピック選手による実技指導等、直接的な交流機会を提供しています。

また、オリンピック・パラリンピック教育の展開を契機として、今後は、特別支援学校における障害者スポーツの体験、障害者スポーツを通じた小・中学校等との交流など障害者スポーツのさらなる振興に取り組むこととされています。

③「生活困窮者自立支援法」の施行（平成 27 年 4 月）

国は、雇用を取り巻く環境の変化等による生活保護受給者数の増加、低賃金、無年金等による生活困窮者の増加を受け、「第 1 のセーフティネット」である社会保険制度・労働保険制度と、「最後のセーフティネット」である生活保護制度との間に、「第 2 のセーフティネット」として生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化・拡充を位置付け、生活保護に至っていない生活困窮者の自立の促進を図る方策を推進するため、生活困窮者自立支援法を制定・施行しました。

この法律では、現行の仕組みのみでは支援することが困難な者へ、既存の制度を活用しつつ、ワンストップで生活全般に渡る包括的・継続的支援を提供する仕組みを構築すること、行政と地域の民間事業者や区民とがネットワークをつくり、それぞれの強みを発揮し、生活困窮者を支援する仕組みを構築することを目指しています。

具体的には、必須事業として、「①自立相談支援事業」「②住居確保給付金事業」、任意事業として、「①就労準備支援事業」「②一時生活支援事業」「③家計相談支援事業」「④学習支援事業」等が創設されました。

なお、本制度は、厚生労働省社会援護局長通知により、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

④介護保険法の改正（平成 27 年度～）

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据え、持続可能な社会保障制度の確立を図るために介護保険法が改正されました。「地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化」を目的に、①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業（介護保険財源で市町村が取り組む事業）の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化、②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化、③低所得者の保険料軽減を拡充、④一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引上げ（ただし、月額上限あり）⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加、といった制度改正が行われました。

⑤社会福祉法人制度改革による地域公益事業の推進

社会福祉法人制度の見直しにより、平成 28 年度から、社会福祉法人に地域公益事業の実施を義務付ける法改正が国会で審議されています。地域公益事業は、社会福祉法人が、地域の関係者とともネットワークを組み、ひきこもりや孤独死といった制度の狭間等のニーズに対してサービスの創造や支援を行うというものです。

制度の見直し後は、法人は自主的に地域公益事業を実施していくこととなりますが、大小さまざまな規模の法人が地域の多様なニーズに過不足なく応えていくためには、実施主体となる各法人が連携、調整を図ることが必要となります。

地域公益事業の実施においては、地域の福祉ニーズを把握するためのネットワークづくりなど、練馬区社会福祉協議会が中心的な役割を果たすことが期待されています。今後、区としても同協議会と連携しながら、地域福祉の一層の充実に向けて地域公益事業の推進に取り組んでいくこととなります。

(3) 第2期地域福祉計画（平成23～26年度）および 福祉のまちづくり総合計画（平成23～27年度）の進捗状況

① 第2期地域福祉計画（平成23～26年度）

第2期地域福祉計画では、96の取組が計画化されています。このうち、本計画の取組に関連が深い主要な事業の実施状況は、以下のとおりです。

事業番号	事業名	事業概要	平成26年度 (計画上の目標値)	平成26年度末
1	NPO活動支援センターの支援事業の充実	区内で活動しているNPO、ボランティア、地域活動団体を対象に活動や運営の支援を行っている「練馬区NPO活動支援センター」の中間支援機能の充実を図ります。	実施 区民と区との協働事業の中間支援件数 10件 関連講座開催 2回	区民と区との協働事業の中間支援件数 2件
2	非営利地域福祉活動支援事業の実施	地域で非営利の福祉活動を行っている民間団体に対して経費の一部を補助し、活動を支援します。	継続	補助金交付団体 21団体 (平成26年度実績)
3	町会・自治会支援事業の充実	区内の町会・自治会約250団体に対し、町会・自治会活動の周知と加入促進策を強化し、町会・自治会への加入率の向上に努めます。 また、練馬区町会連合会をとおして、町会・自治会活動の活性化を促進します。	町会・自治会加入世帯数 約142,000世帯	町会・自治会加入世帯数 約140,000世帯
4	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業の充実	『福祉のまちづくり総合計画』の基本方針を実現するため、区民が自ら主体となって発意し行政をパートナーとして実施する活動企画を募集し、活動費の一部助成やアドバイザーの派遣などを行います。	充実	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成団体 延べ158団体
5	地域コミュニティ活性化の支援体制の整備	区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを活性化するため、区民参加により、その方策について検討を行います。その結果を踏まえ、「(仮称)地域コミュニティ活性化プログラム」を策定し、その後、必要となる体制の整備を進めます。	実施 プログラムの策定 モデル地域などでの実施	「地域コミュニティ活性化プログラム」(平成24年9月策定) モデル地域での事業実施
6	相談情報ひろば事業の充実	計画的に「週一日型」の相談情報ひろばを「常設型」へ移行させながら、相談情報ひろばの協働を進めるための拠点、地域における相談・情報発信の場としての機能をより一層強化します。	充実 常設型6か所	常設型 7か所 週一日型 3か所 (年度末の開設数)
7	(仮称)区民協働交流センターの整備	区民や地域活動団体が、交流や情報の受発信を行うこととおして、協働の推進を図るとともに、地域活動に関する相談のできる機能などを設け、地域活動団体を支援します。	開設	区民協働交流センター (平成26年4月開設)
8	「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の充実	地域福祉を担う人材の育成と、育成した人材を活かす仕組みづくりを目指し、インターンシップ制の充実や地域福祉活動団体との交流機会の充実を図ります。	充実	6期生 卒業 (卒業生延べ159人) 在校生 7期生(39人) 8期生(39人)

事業番号	事業名	事業概要	平成 26 年度 (計画上の目標値)	平成 26 年度末
9	地域福祉活動 団体交流会の 実施	さまざまな活動を行っている地域福祉活動 団体のネットワークの強化を図り、また、情報交 換などを行う機会を提供するため、交流会を開 催します。	充実	年1回 地域福祉活動団体交流 会
10	小地域福祉活 動の推進	身近な地域で、だれもが安心して、生きがい を持って生活を送ることができる地域づくりを目 指して、そこに生活する住民自らが力を合わせ て進める住民主体の福祉活動をさらに推進し ます。	実施	豊玉地区と光が丘地区を モデル地区に選定し、地 域福祉コーディネーター を配置しました。 地域福祉コーディネーターは、継続的に地区の会 合やイベントに参加し地 域課題の把握と共有に努 めました。懇談会や連絡 会等、地域の関係者が集 まる場をつくり、地域で課 題を共有し、住民とともに 課題解決に向けた取組を 行いました。
11	地域福祉コー ディネーターモ デル事業の実 施	住民主体の地域福祉活動がうまく進むよう、 住民間や住民とさまざまな関係者とのネットワ ークづくりを進め、総合的・包括的に地域福祉 を推進する役割を担う地域福祉コーディネーター をモデル地区に配置します。	充実	
12	地域福祉入門 セミナーの実施	地域福祉に関心のある人を対象に、活動に 参加するきっかけづくりの場として、地域福祉 入門セミナーを実施します。 地域の活動団体の紹介や活動体験などをと おして、地域活動団体の担い手を増やし、地 域福祉従事者のすそ野を広げます。	継続	年 2 回実施
13	民生・児童委員 制度の周知	支援を必要としている区民の相談の糸口と なるように、地域の身近な相談役として区民と 行政とのパイプ役を果たしている民生・児童委 員制度について周知を図ります。	継続	ねりま区報、地域情報紙 ねりま、「おたっしやだよ り」などに紹介記事を掲載 し、制度の周知に努めま した。
14	災害時要援護 者名簿の普及 啓発	高齢者、障害者など災害時に自ら避難する ことが困難な人に対して、「災害時要援護者名 簿」制度の普及啓発を行い、登録を働きかけま す。	充実	登録者数 26,061 人 (平成 27 年 3 月 31 日現 在)
15	ひとりぐらし高 齢者等実態調 査の活用	地域における見守りと福祉サービスの案内 に活用するため、民生児童委員の協力を得 て、ひとりぐらし高齢者および高齢者のみ世帯 の実態を家庭訪問による調査により、把握しま す。	継続	平成 26 年 4 月 1 日現在に おいて所定の要件を満た す高齢者を対象に、全件 調査を行いました。 訪問調査 31,581 人 (26,311 世帯) 回答者数 28,875 人
16	災害時の日常 生活用具備蓄 の検討	災害時要援護者が災害時に安心して避難 できるよう、避難所などで生活するうえで必要と する福祉機器などの備蓄について検討しま す。	検討・継続	福祉避難所では、水、食 料、発電機、ポータブルト イレや紙おむつ等の備蓄 を行っています。

事業番号	事業名	事業概要	平成 26 年度 (計画上の目標値)	平成 26 年度末
17	災害ボランティアセンターの運営	災害時における被災者のニーズを把握し、ボランティアの受け入れ配置を迅速に行うため、社会福祉協議会において災害ボランティアセンターの運営を行います。 また、災害時に備え、日頃から地域団体とのネットワークを充実するとともに、災害訓練などを通じて関係機関・団体相互の連携を図ります。	継続	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施しました。
18	福祉避難所の拡充	地域防災計画に基づき、災害時に区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れる福祉避難所の整備を行います。	整備・継続	平成 27 年 3 月 31 日現在、37 の福祉避難所が指定されています。 ①中村橋ケアセンター ②区立福祉園(7か所) ③練馬福祉園 ④都立特別支援学校(2か所) ⑤区立デイサービスセンター(8か所) ⑥法人立デイサービスセンター(18か所)
19	成年後見制度相談事業の実施・支援	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など成年後見制度を必要とする人が、利用するための相談を充実するとともに、家族会などの地域福祉活動団体が実施する相談会を支援します。	継続	一般相談 1,395 件 専門相談会 11 回開催 権利擁護法律相談会 4回開催 出張相談会 5回開催 (平成 26 年度実績)
20	社会貢献型後見人養成・支援事業の実施	成年後見制度の利用を必要とするだれもが、安心して制度を利用できるように、後見業務を受任できる人材を増やす取組のひとつとして、社会貢献型後見人の養成を行います。 また、関係機関と調整・協働し、社会貢献型後見人養成事業登録者を後見人候補者として紹介する仕組みを整備し、社会貢献型後見人の受任を推進する取組を行います。 さらに、後見監督業務の実施により、社会貢献型後見人が信頼性の高い後見業務を行えるようバックアップ体制を強化します。	継続	登録人数 19 人 研修(福祉施策、対象者理解など) 18 回 実習・見学 6回 実務研修 2回 フォローアップ研修 3回 受任者懇談会 2回 後見受任・後見監督受任各 延べ8件 (平成 26 年度実績)
21	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の実施	認知症状や物忘れのある高齢者、知的障害者、精神障害者が、地域で安心して生活を送れるよう、関係機関との連携を図りながら、福祉サービスを利用するための支援調整や日常的な金銭管理などの支援を行います。	継続	年間利用者 135 人 (平成 26 年度実績)
22	保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知	高齢者、障害者、児童などの保健福祉サービスの利用に関して、当事者からの苦情の申立について適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として設置している練馬区保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知を図ります。	継続	ねりま区報での周知 民生児童委員協議会での周知 活動報告書の発行

②福祉のまちづくり総合計画（平成 23 年度～27 年度）

福祉のまちづくり総合計画(平成 23 年度～27 年度)では、100 の取組が計画化されています。このうち、24 の重点事業の実施状況は、以下のとおりです。

事業番号	事業名	事業概要	平成 27 年度 (計画上の目標値)	平成 26 年度末
1	福祉のまちづくりサポーター育成事業	さまざまな立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、専門家等を福祉のまちづくりサポーターとして登録し、練馬区の福祉のまちづくりに係るネットワークを広げる。	福祉まちづくりサポーター 500 人	576 人
2	福祉のまちづくりを推進する区民協議会	区民、有識者等により組織し、区内の福祉のまちづくりの取組の進捗状況を確認し、区民の取組の表彰や、課題となるテーマに係る協議、提言により、福祉のまちづくりの普及・啓発を図る。	第3期、第4期の実施 (年間3回程度)	第4期区民協議会 2回 (全体会 2回)
4	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業	福祉のまちづくり総合計画の基本方針等の実現のため、区民自ら主体となって発意し、行政をパートナーとして実施する活動企画を募集し、支援する。	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成対象団体数 延べ 152 団体	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成団体 延べ 158 団体
5	ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営	区民とともに福祉のまちづくりを推進するため、区民等が気軽に立ち寄り、ユニバーサルデザインについて学び、相談し、支援を受けられるようにする。	本格実施	(1)福祉のまちづくりに関する総合相談 (2)普及啓発事業 (3)人材育成事業 (4)地域活動支援事業 (5)情報収集・調査研究
6	地域福祉パワーアップカレッジねりま事業	地域福祉を担う人材の育成などを目指し、常設の学びの場を開設、運営する。	1～9期 入学 1～7期 卒業 卒業生、在学生の地域活動(7割程度)	6期生 卒業 (卒業生延べ 159 人) 在校生 7期生 (39 人) 8期生 (39 人)
9	福祉のまちづくり総合計画事務	福祉のまちづくり総合計画の策定(見直し)と計画の実施状況の評価など、福祉のまちづくりの総合調整を行う。また、福祉のまちづくりの考え方を広めるための普及啓発事業を実施する。	評価 計画の見直し(平成 27 年)	平成 26 年度の事業実施状況の確認
14	身近なまちのつどいの場推進事業	身近なまちのつどいの場の開設や運営に関するガイドを作成し、立ち上げ支援、運営等の相談、研修等による支援を行うことにより、身近な地域に気軽に外出し、立ち寄れる場所づくりの推進、増加を目指す。	ガイドの作成、発行、普及	ガイド作成のための会議 およびワークショップ5回 ガイドブック発行(1,500 部)
15	相談情報ひろば事業の実施	地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な情報を提供しながら地域交流を深める。	充実 (平成 26 年度末常設 6か所)	常設型 7か所 週一日型 3か所 (年度末の開設数)

事業番号	事業名	事業概要	平成 27 年度 (計画上の目標値)	平成 26 年度末
19	練馬区福祉のまちづくりの担い手育成・研修事業	多様な区民(障害者、高齢者、子育て中の方など)との交流や体験学習などを通じ、練馬区の福祉のまちづくりを担う職員を育成する。	研修実施 区職員(福祉のまちづくりサポーター)150人	平成 23 年度: 28 名 平成 24 年度: 34 名 平成 25 年度: 34 名 平成 26 年度: 12 名 計 108 名
21	福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施	これまでに作成した建物トータルマネジメントマニュアルを活用し、公共施設の施設運営・管理に携わる職員、委託事業者を対象に、施設の運営・管理研修を実施し、だれもが使いやすい施設整備、情報およびサービス提供を目指す。	充実	整備等担当職員対象研修等 23～26 年度 毎年実施
29	自転車運転免許制度の推進	小学校 3 年生以上の児童の自転車運転免許取得(自転車利用講習)を目指し、学校カリキュラムに積極的に取り入れ、安全な自転車利用を普及する。	全校講習実施	全校実施(65 校) 5,489 人取得
36	建物利用ガイドの作成事務	建物を利用する際、わかりやすい情報を提供するために、建物利用ガイドづくりマニュアルなどを活用し、建物利用ガイドを作成し、利便性の向上を図る。	建物利用ガイドづくりマニュアルの活用 建物利用ガイド作成(5施設)	平成 24 年度: 厚生文化会館 平成 25 年度: 谷原あおぞら学童クラブ(谷原フレンド) 平成 26 年度: 石神井図書館
44	情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業	区や関係施設からの広報紙、チラシ、HP 等による情報提供をだれもがわかりやすく、受け取りやすくするため、情報提供の手段、表現・表示方法、色彩などに関わるガイドラインを作成する。	ガイドラインの作成	全庁的に統一した基準となる「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」の配布に向け、原稿を作成した。
53	気軽に利用できるトイレ情報の集約・発信事務	公共施設および民間施設(公的施設や店舗など)のトイレに係る情報を集約し、だれでも安心して出かけられるまちを目指す。	トイレ情報の発信(ホームページ。地域福祉情報誌等)	トイレ情報の発信(地域福祉情報誌ねりま、WEBページ「チェック・ア・トイレ」の活用)
54	気軽に利用できるトイレの表示普及事業	公共施設および民間施設(公的施設や店舗など)のトイレの利用提供の表示を働きかけ、だれでもが気軽に利用できるトイレを増やす。	充実(70 件)	110 件
59	商店街における自転車駐車場の整備推進事業	通勤・通学等の長時間利用者に加えて、買物客等の短時間利用者も利用しやすい自転車駐車場の整備することにより放置自転車の減少を目指す。	充実	平成 26 年度 石神井公園駅、大泉学園駅、上石神井駅、光が丘駅に短時間無料自転車駐車場の整備

事業番号	事業名	事業概要	平成 27 年度 (計画上の目標値)	平成 26 年度末
65	災害時要援護者の避難支援の検討、避難訓練の実施	災害時要援護者名簿登録者を対象に、民生委員と地域との連携関係を強化し、自立した取組を推進するため、具体的な避難支援体制の構築や避難訓練の実施を支援する。	充実	全避難拠点に災害時要援護者名簿および安否確認に必要な物品を配備。各避難拠点で安否確認方法を検討し、いくつかの避難拠点で安否確認訓練を実施した。
78	福祉のまちづくり推進特定経路の検討と推進事業	新設あるいは拡幅整備、改修が予定されている都市計画道路や生活幹線道路、公園等について、周辺の公的施設の出入口とあわせた整備を図り、各施設の連続性を確保した整備を推進する。	対象路線の抽出・整備	対象路線について検討中であり、整備は行っていない。
79	安心して歩ける道づくり事業	あらゆる利用者にとって歩きやすい道を確保する。	整備	平成 16 年度に策定した「練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー法基本構想」において特定経路に指定した路線について、歩道設置、歩道改良、無電柱化、視覚障害者用誘導ブロックの設置等を行った。
83	公園改修事業	地域におけるみどりやレクリエーションの拠点としての機能を向上させ、安全、安心に利用できる公園を増やす。	継続	1件 千川上水緑道 測量委託
85	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業	地域単位でユニバーサルデザインの取組を推進し、各施設の連続性を確保し面的な整備を推進する。	1地区検討	1地区検討 1地区完了
86	スムーズな乗り換えの実現事業	乗り換えをわかりやすくすることにより、駅を中心に安全で快適な移動を実現する。	経路の充実の検討	鉄道駅のさらなるバリアフリー化に向けて調査を実施
90	「だれでもトイレ」の整備事業	既存の公共施設および民間施設(公的施設や店舗など)の改修に伴い、「だれでもトイレ」の整備促進を図る。	充実	車いす対応トイレ(だれでもトイレ含む) 設置校数: 小学校 47 校 中学校 27 校
91	既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進	既存の公共施設の改修時に練馬区福祉のまちづくり推進条例に沿って、設計段階で利用者等の意見を聞き、反映させることにより、建物のユニバーサルデザインの一層の推進を図る。	5件	4件

(4) 計画の策定経過

①「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画区民懇談会」の検討経緯および成果

1) 検討経緯

全7回の検討を行い、「区民懇談会意見まとめ」として整理しました。

日時	会合名	検討テーマ
平成26年 9月30日	第1回 区民懇談会	懇談会の目的や現行計画の確認 ○委員の紹介 ○懇談会の目的や今後の進め方の確認 ○『地域福祉・福祉のまちづくり総合計画』の策定について ○現行計画のあらましの紹介
平成26年 10月22日	第2回 区民懇談会	地域福祉の課題検討 ①地域のきずな、地域住民の交流や住民同士の助け合い ②地域福祉活動の活性化 ③地域福祉に従事する人材や後継者の育成 ④関係団体相互の連携の仕組みづくり（ネットワーク化）
平成26年 11月25日	第3回 区民懇談会	地域福祉の課題検討 ○災害時要援護者の支援について
平成26年 12月17日	第4回 区民懇談会	福祉のまちづくりの課題検討 「ともに暮らせるやさしい空間をつくる」 ①駅（交通） ②道路・自転車 ③建物・公園 ④まちづくり（面的・連続的整備）
平成27年 1月28日	第5回 区民懇談会	福祉のまちづくりの課題検討 ①当事者参加の仕組みについて ②福祉教育を推進するためにできることは何か ③情報を正しく伝えるために、どうすれば良いか
平成27年 2月27日	第6回 区民懇談会	区民懇談会意見まとめ（構成タタキ台）に関する意見交換
平成27年 3月25日	第7回 区民懇談会	区民懇談会意見まとめ（最終案）とりまとめ



2) 検討成果～「区民懇談会意見まとめ」の概要～

地域福祉・福祉のまちづくり総合計画区民懇談会 意見まとめ～新計画策定に向けて～〈平成27年3月〉の概要

「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画区民懇談会（以下、区民懇談会という）」は、地域で福祉活動に携わっている方や障害者団体の方などで組織され、今後の地域福祉や福祉のまちづくりの取り組み課題や方向性について、9つの検討テーマ（裏面参照）を設け、全7回の協議を行いました。
本書は、この協議の成果を踏まえ、「区民懇談会における意見まとめ」としてとりまとめたものです。新たな（仮称）地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の策定を検討される際には、「区民懇談会における意見まとめ」が反映された内容となるよう、よろしくお願いたします。

【新計画策定にあたっての意見】

計画に反映して欲しい基本的な考え方を以下のように整理しました。

1. 基本的な考え方

目指すまちの姿 「ともに支え合い、だれもが幸せを実感できる地域社会」

これからの地域福祉や福祉のまちづくりの施策の基本的な姿勢として、福祉への転換を進めていくことが「支え合う・支えられる」という福祉から「ともに支え合い暮らし」福祉への転換を進めていくことが、そして、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も「ともに支え合い、だれもが幸せを実感できる地域社会」の実現への道筋として、「気づき」「第一歩（行動）」「理解・共感」という循環を、区民の生活の中に、そして、地域社会の中に生み出していくことが新計画の大切な役割であると考えます。
そのためには、計画の統合という機会を捉え、地域福祉、福祉のまちづくりの分野を越えて「ひと・ソフト・ハード」の視点で施策を総合的に講じることが必要です。

2. 「目指すまちの姿」の実現のために

「気づき」

～人や暮らしの多様性への気づきを広げる～

地域には、子どもから高齢者、障害のある人・ない人など、様々な人が暮らしています。区民一人ひとりが、人や暮らしの多様性を知ること、今まで知らなかった地域社会の課題を発見するきっかけになることを考えます。
こうした「気づき」の機会を多くの区民に広げることが大切です。

「第一歩（行動）」

～住民の主体性を尊重し、その第一歩を応援する・支援する～

地域社会の中で「気づき」を広げていくためには、だれもが地域の活動に主体的に関わる最初の「第一歩」を踏み出しやすい環境が必要で、そのためにも、地域に暮らす様々な人が、気軽に出会い、交流できる機会を増やし、ともに活動できるように、まちの環境を整えることが大切です。

「理解・共感」

～「支え合う・支えられる福祉」から

「ともに支え合い暮らす福祉」への理解・共感の輪を広げる～

「第一歩」をきっかけに、区民一人ひとりの出会いや活動の場が徐々に広がることで、立場の違う人々の問題を理解・共感し、それを自分や地域の課題として考えることができる気持ちや地域社会の中に広がっていくことを期待しています。
こうした気持ちの広がりが、「支え合う・支えられる」という福祉から、「ともに支え合い暮らす」福祉へ転換していく基盤になると考えます。

目指すまちの姿 「ともに支え合い、だれもが幸せを実感できる地域社会」へ



地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

地域社会において、「気づき」「第一歩」「理解・共感」の流れ・循環を生み出すために「ひと・ソフト・ハード」の視点で施策を総合的に講じる

【区民懇談会からの意見】 今後、区民・事業者・区・社会福祉協議会等が、地域福祉や福祉のまちづくりの取り組みを進める際に参考していただくものです。

地域福祉の検討テーマ

(1) 地域のさまざまな、地域住民の交流や住民同士の助け合い

- 【課題①】 地域住民のだれもが「地域の福祉力」の向上を担う一員とされることを地域で共有する
- 【課題②】 高齢者の暮らしや地域活動を応援する
- 【課題③】 町会・自治会による地域福祉活動を支援する

(2) 地域福祉活動の活性化

- 【課題①】 地域のニーズを把握し、活動団体とのマッチングを図る
- 【課題②】 地域福祉活動団体、地域団体、地域住民などが気軽に交流できる機会・拠点づくりを進める
- 【課題③】 地域で新たな活動やチャレンジをしやすいように支援する
- 【課題④】 地域に暮らす多様な人材のノウハウを地域福祉活動に活かす仕組みづくり
- 【課題⑤】 福祉サービスの提供者だけではなく、利用者の主体性も高める

(3) 地域福祉に従事する人材や後継者の育成

- 【課題①】 活動へのやりがい、満足感が実感できる工夫をする
- 【課題②】 地域で何かしたい、役に立ちたい人が自己実現できるきっかけをつくる

(4) 活動団体相互の連携の仕組みづくり（ネットワーク化）

- 【課題①】 活動の場の確保に対する支援、活動団体間の情報交換の機会を提供する支援の充実を図る
- 【課題②】 地域福祉コーディネーターによる支援体制を強化して、地域の活動団体が様々なネットワークを組めるようにする

(5) 災害時要援護者の支援

- 【課題①】 区民に制度の目的や仕組みをわかりやすく伝える
- 【課題②】 災害時要援護者名簿のあり方・具体的な活用策を検討する
- 【課題③】 安全確認や支援の具体的・現実的な体制づくりを進める
- 【課題④】 要援護者支援の担い手の輪を広げる
- 【課題⑤】 福祉避難所の適切な運営体制を整える
- 【課題⑥】 災害時の避難所運営への協力者を増やす

福祉の検討テーマ

(6) ともに暮らせるやさしい空間づくり

① 駅（交通）

- 【課題①】 駅を「まちの交流拠点」として再評価する
- 【課題②】 駅だけでなく、駅周辺の安全性や快適性を高める
- 【課題③】 ちょっとした改善も含め、さらに駅の移動環境や機能向上を図る

② 道路・自転車

- 【課題①】 自転車の利用ルール・マナー教育を充実させる
- 【課題②】 利用者の立場にたった道路や駐輪施設の整備・改善を進める

③ 建物・公園

- 【課題①】 商店街の店舗等、バリアフリー化のメリットを効果的に伝える
- 【課題②】 公園のユゴ-ルデザイン化で「遊び・憩い・交流」機能を強化する
- 【課題③】 トイレは「皆が集まる施設」という発想転換で整備・改善を考える

④ まちづくり（面的・連続的整備）

- 【課題①】 移動経路・移動手段の連続性やアクセシビリティの向上を進める
- 【課題②】 連続性に配慮して空間を適切に維持管理する
- 【課題③】 区民のまちづくりへの協力とあわせてだれもが快適な空間づくりを総合的に推進する

⑤ 空間づくりの進め方・仕組み

- 【課題①】 計画段階の区民参加においては、まず、多様な立場を「理解しあう場づくり」から始める
- 【課題②】 空間づくりに携わる関係者の体験・研修機会を増やす
- 【課題③】 身近に効果が高い「ちょっとした改善」ができる仕組みを検討する
- 【課題④】 協働による空間づくりの成果をノウハウとして蓄積・共有できる仕組みを検討する

(7) 情報環境の整備（情報バリアフリー）

- 【課題①】 情報が適切に発信され、誰にでも、全ての必要な情報が届いている状態を目指す
- 【課題②】 情報を主体的に活用できる利用者を増やす
- 【課題③】 必要な情報が、必要な状態で、必要な人に届くよう配慮する
- 【課題④】 災害時を想定して、情報交換の補助道具の使い方訓練を行う
- 【課題⑤】 様々な立場、当事者同士が直接対話する機会を増やす

(8) 当事者参加の仕組み

- 【課題①】 「当事者」という言葉で、ひととくりに促さない
- 【課題②】 福祉のまちづくりサポーター育成事業の運用を工夫・改善する
- 【課題③】 既存施設改修時の意見へのフィードバックの仕組みを充実させる
- 【課題④】 既にある当事者参加の仕組みを再評価する
- 【課題⑤】 計画や事業推進の評価の進め方や手法を改善する

(9) 福祉教育の推進

- 【課題①】 社会共通の理念として「支え合い」の考え方を日常化する
- 【課題②】 「大人」が学び・気づく機会を重点的に増やす
- 【課題③】 「子ども」の福祉教育は知識だけでなく「気づく力」を育てる
- 【課題④】 障害のある方と地域で共に活動する身近な機会を増やす

3) 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画区民懇談会 名簿

【任期】平成26年9月30日～平成27年3月31日

※五十音順

氏名	役職	所属団体名等
石原 秀男		公募委員
小原 あき子		公募委員
角地 徳久		石神井地域福祉を考える会
加藤 眞一		練馬地域福祉ハートフルアクターズ
門田 光子		特定非営利活動法人 食遊石神井
嶋治 慎吾		公募委員
川井 淳子	○	長月町会会長
川村 美紀子		公募委員
木原 勇		東大泉仲町町会
木村 雅		練馬区聴覚障害者協会
坂口 節子		大泉学園まちづくりネット 特定非営利活動法人 まちの駅大泉学園
佐藤 勝彦		練馬区民環境行動連絡会
佐藤 美希代		練馬手をつなぐ親の会
高野 文男		練馬区老人クラブ連合会
内藤 明美		放課後等デイサービス「かめの子教室」 光が丘地区民生児童委員 練馬区社会福祉協議会ボランティアコーナー・スーパーハイパー
長井 詳典		特定非営利活動法人 NPO テクノサポート 練馬区観光協会「ねり歩きガイドの会」
仲倉 重郎		練馬区身体障害者福祉協会
中島 加代子		認知症の人を支える家族の会「木瓜の花」 お茶の間ネット
中村 弘		公募委員
並木 京子		特定非営利活動法人 まちの駅大泉学園
西 和彦		公募委員
馬場 伸一		練馬区肢体不自由児者父母の会
浜屋 光正		認知症予防出前講座「有楽ねりま」・「大泉つなぐ会」 ガン患者遺族の会「青空の会」・「朗読を楽しむ会」
平田 稔		公募委員
福井 倫子		練馬ゆめの木 NPO 法人おちゃ福
干場 功		練馬認知症支援ネットワークの会
松澤 勝		練馬家族会
松本 喜代子		地域福祉おたすけ隊
的野 碩郎	○	練馬区視覚障害者福祉協会
美齊津 百合子		ねりま子育てネットワーク
水谷 正行		西・南大泉いきいきコミュニティ
三宅 陽子		くらしのお手伝い こぶしの会
河島 京美		練馬区社会福祉協議会 地域福祉課長
古橋 千重子	◎	福祉部 経営課長

◎座長 ○副座長

②「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会」の検討経緯および成果

1) 検討経緯

全5回の検討を行い、「計画推進委員会意見まとめ」として整理しました。

日時	会合名	検討テーマ
平成27年 4月27日	第1回 計画推進 委員会	○従来の経過説明 ○みどりの風吹くまちビジョンについて ○区民懇談会意見のまとめ（報告） ○新計画策定に向けた課題
平成27年 5月28日	第2回 計画推進 委員会	○新計画の体系（タタキ台）について ○施策1～3について
平成27年 6月22日	第3回 計画推進 委員会	○新計画の体系（骨子案）について ○施策4～6について
平成27年 7月13日	第4回 計画推進 委員会	○意見のとりまとめ(案)の確認
平成27年 8月4日	第5回 計画推進 委員会	○意見のとりまとめ(最終案)のまとめ ・新計画の体系 ・施策のあり方 ○今後のスケジュール



2) 検討成果～「推進計画の見直しとめ」の要約～

「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 意見まとめ」の概要 《平成27年8月》

平成27年度に設置された地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会（以下、推進委員会という）は、公募区民、障害者団体関係者、障害者等生活支援団体関係者、福祉サービス団体関係者、町会・商店街関係者、学識経験者等により構成され、新計画策定のための検討を行ってきました。この意見まとめは、推進委員会が出されたさまざまな意見をとりまとめたものです。

■ 新計画の理念・目標について

(1) 計画の理念について

「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」を実現するため、以下の3つは地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の理念としてとらえたいと考えます。

『共 感』 人々の多様な状況を共感をもって理解し、その意見を反映させるよう取り組み
 『協 働』 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進する
 『推 進』 着実に実施することにより継続的に発展させる

(2) 計画の目標について

「ともに支え合う、だれもが自由に社会参加のできるまち」

これからの地域福祉や福祉のまちづくりには、「支援する・支援される」という福祉から「子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、ともに支え合い暮らし」福祉へ基本的姿勢の転換を進めていくことが必要です。この目標はそのような観点を前提としています。

(3) 目標の実現のために

「ともに支え合う、だれもが自由に社会参加のできるまち」の実現への道筋として、「気づき」「第一歩（行動）」「理解・共感」という循環を、地域社会の中に生み出していく姿勢を区民、事業者、区が共有して取り組むことが重要です。

■ 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の施策の方向性について

6つの施策について留意すべき点をまとめました。

【施策1】 つながり、見守る地域づくり（重点施策）

- 地域住民が、多様な立場の方が地域に住んでいることに気づき、その気づきの輪を広げる取り組みの具体化が必要である。
- 障害のある方等の社会参加の推進に向けて、ます、どのような現状があり、何が課題となっているかを多くの区民に伝える具体例の提示・紹介が必要である。
- 地域の見守る力だけでは孤立への対応が困難なケースが増えている。当事者に対して具体的な支援を行うためには、地域による気づき・見守りから、行政や専門家等による対応へと円滑につなげていく仕組みが必要である。
- 地域の方の困りごとについて早く気づいたり、何が変化がないか定期的に見守る取組には、地域に関わる多様な立場の方と住民が協力して進めることが効果的である。

【施策2】 地域活動をつなぐ仕組みづくり

- 地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことは、地域福祉コーディネーターの重要な役割の一つである。
- 地域住民や活動団体の連携とともに、行政内で横断的に情報を共有する仕組みづくりも重要である。
- 地域において、顔の見える関係づくりのために、居場所づくりが必要である。

【施策3】 地域の多様な人材の活用

- 家支援サービスを提供する団体など団体数が減少している分野もある。地域福祉を担う活動団体が新たに生まれるように、その担い手となる人材の育成や活動団体の支援に力を入れる必要がある。
- 地域福祉活動の参加者のすそ野を広げるためには、ボランティアだけに頼らず、意欲を持って関わられるような、新たな仕組みを検討する必要がある。
- 地域活動団体の連携に必要な情報提供の体制づくりにあたっては、地域のさまざまな活動や人材に関する情報を常にフォローし、必要ときに必要な団体等へ必要な情報を伝えることができる人材が地域の随所に配置されている状況が望ましい。

【施策4】 保健福祉サービスの充実に向けた基盤整備

- 社会福祉事業の適正な実施や区民が安心して福祉サービスを選択できる環境を確保することが必要である。
- 社会福祉法人の事業運営のさらなる透明性の確保が必要である。
- 社会福祉法人による今後の地域貢献活動については、地域の実情を踏まえた取組を積極的に進めるといった視点で検討することが必要である。

【施策5】 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- これまで区内で実施されたモデル的な取組成果を踏まえ、新たな重点整備の仕組みづくりにあたっては、実際の整備を計画的に進めていくための推進体制や整備手法などを区民とともに検討していくことが重要である。
- 駅はまちの起点であることから、交通事業者に対してルート目以降のバリアフリー化やホームドア設置について、働きかけていくことが必要である。
- 公共施設の整備等においては、さまざまな立場の区民が意見をj出す場を作っていくことが必要である。
- だれでもトイレや車いす用駐車場の普及については、地域や商店街単位で効率的に整備するなど新たな手法を検討していくことが必要である。

【施策6】 多様な人の社会参加に対する理解の促進

- 区民一人一人が、地域社会に「偏見」や「差別」があるということを感じ、その解消に向けて何ができるかを考える動きを具体的に作っていく取組が必要である。
- 学びを育む場づくりは、地域、学校、行政の連携および協力関係が重要であり、地域での交流とあわせて学校や行政で取り組む必要がある。
- 印刷物のユニバーサルデザインには限界がある。誰がどう伝えるかのコミュニケーションも含め全体的な内容まで検討する必要がある。
- 今後は、印刷物のユニバーサルデザインだけでなく、web 情報などの情報発信するさまざまなメディア全体のユニバーサルデザインを進めていくことが必要である。
- オリジナル・パブリック・プログラムを契機とした教育推進校の取組については、練馬区の地域福祉や福祉のまちづくりならではの教育プログラムを工夫するとよい。

■ 施策の推進にあたって

新計画の策定にあたっては、これまでの「地域福祉計画」、「福祉のまちづくり総合計画」の成果や評価、及び、本書の草案を十分に踏まえ、推進すべき事業のしほの込みを行っていただきたいと願います。そして、計画策定後は、毎年度、事業の進捗状況の確認を行うとともに、課題の検証を通じて、その解決策や留意点をノウハウとして蓄積し、今後の取り組みに生かしていく「PDCA サイクル」を着実に進めることで、質的量的に一段階上の取り組みを目指すことを期待します。

3) 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 名簿

【任期】平成 27 年 4 月 27 日～平成 29 年 3 月 31 日

※五十音順

氏名	役職	所属団体名等
飯村 史恵	○	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
植田 瑞昌		公募委員
大江 義宏		練馬区民生児童委員協議会代表会長
岡崎 章臣		東京建築士会練馬支部
岡村 宏平		練馬区町会連合会
鴨治 慎吾		公募委員
川井 淳子		長月町会会長 区民懇談会副座長
河島 京美		練馬区社会福祉協議会地域福祉課長
城戸 秀福		練馬区聴覚障害者協会
坂口 節子		大泉学園まちづくりネット 特定非営利活動法人 まちの駅大泉学園 (平成 27 年 10 月 16 日退任)
志田 美乃		公募委員
鈴木 美穂		練馬手をつなぐ親の会
高橋 儀平	◎	東洋大学ライフデザイン学部教授
仲倉 重郎		練馬区身体障害者福祉協会
中村 弘		公募委員
西 和彦		公募委員
浜 一利		老人クラブ連合会
平野 克義		練馬区商店街連合会
干場 功		特定非営利活動法人 認知症サポートセンター・ねりま
松澤 勝		練馬家族会
的野 碩郎		練馬区視覚障害者福祉協会 区民懇談会副座長
丸山 三代子		ねりま子育てネットワーク
三宅 陽子		練馬区有償在宅福祉サービス団体連絡会
吉田 美穂子		公募委員

◎委員長 ○副委員長

(5) アンケート調査結果

①目的

地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の策定に向けて、地域で地域福祉、福祉のまちづくり活動に取り組む方々を対象として、地域福祉や福祉のまちづくりに関する認識や評価、今後の取組についての意向を確認するために実施しました。

②概要

【対象】 地域福祉や福祉のまちづくりの取組に関連する個人、団体（障害者団体、老人クラブ、子育て団体、建築関係団体、福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成団体）

【回収方法】 郵送配布、郵送回収

【実施期間】 平成26年11月5日～平成27年1月5日

【回収率】 63.58%（回収686通／配布1,079通）

③調査結果の要旨

(1) 地域福祉の今後の取組について

■調査結果から見る課題

地域福祉活動への区民参加を促進するため、参加の効果的な仕組みづくり、福祉教育による人材育成、拠点づくりを充実させることが今後の課題と考えられます。

また、震災等に備え、日頃から地域住民同士がゆるやかに見守りあえる地域づくりを目指すとともに、災害時には、手助けが必要な方に的確な支援ができるような具体的な体制を早急に確立させることも課題です。

■主な設問の結果概要

1) 重点を置くべき地域福祉施策の分野

「高齢者施策」が約65%と最も高く、次いで「子育て支援施策」が約60%、「障害者施策」「健康維持・増進施策」が約40%という結果となっています。

2) 今後重要な取組の内容

「区民意見反映の仕組みづくり」が約55%と最も高く、次いで「地域福祉活動人材の育成」「地域人材を活かす仕組みづくり」が約50%という結果となりました。

また、「見守り活動支援」「災害時の安否確認・支援の仕組みづくり」も約45%と高くなっています。

3) 取組を進めるために必要なこと

「地域の人が気軽に集まれる場所や活動の拠点となる場所をつくる」が約60%と最も高く、次いで「災害時に要援護者への支援を的確に行えるよう、支援体制を整備する」が約50%という結果となっています。

(2) 福祉のまちづくりの今後の取組について

■調査結果から見る課題

ハード面については、連続して移動できる経路や移動中に休憩できる場所の確保など、だれもが安全で快適で、移動しやすい環境づくりをさまざまな区民の意見を取り入れながら、さらに推進することが今後の課題と考えられます。

ソフト面については、学校において相互に思いやる心を育てる教育の充実を図るとともに、子どもだけではなく、区民全体で相互理解や「気づき」を促進する研修や交流の機会を充実させていくことが今後の課題と考えられます。

■主な設問の結果概要

1) 外出のしやすさに関する5年前との比較

「外出しやすくなった」「やや外出しやすくなった」の割合が、障害者で40.2%、高齢者で47.1%、子育て世帯で37.5%、外国人で19.9%となりました。

2) 外出時に不便と感ずること

「歩道と車道の間等の道路内に段差がある」が約50%と最も高く、次いで「街中に座って休めるところがない」が約40%という結果となっています。

3) ハード面の福祉のまちづくりの推進に必要な取組

「歩道等のバリアフリー化」が約45%と最も高く、次いで「駅から主要公共施設までの連続して歩きやすい経路の整備」「まち中のベンチや休憩施設の整備」が約40%という結果となりました。

また、「障害者や子育て層などの多様な区民の意見を整備に取り入れる仕組み」も約30%と高くなっています。

4) ソフト面の福祉のまちづくりの推進に必要な取組

「学校における相互理解・思いやる心の醸成教育」が約60%と最も高く、次いで、「職場・地域における相互理解・個性尊重意識醸成の研修等」「当事者の社会参加・発言機会の増加」「だれもが集える場の設置による多様な区民の交流促進」が約30%という結果となっています。

(6) パブリックコメントおよび区民説明会の実施結果

1) 意見の募集等

①区民意見反映制度（パブリックコメント制度）

- 周知方法：平成27年12月11日（金）ねりま区報、区ホームページへ掲載
- 意見募集期間：平成27年12月11日（金）から平成28年1月12日（火）まで
- 意見提出者数：17名

②区民説明会

- 参加者総数：71名



2) 区民からの意見

①意見総数 76件

②意見の内訳

意見の区分	件数
計画素案全般に関して	19件
施策1「ともに支え合う地域社会を築く」に関して	23件
施策2「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」に関して	10件
施策3「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」に関して	15件
施策4「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」に関して	9件

(7) 練馬区福祉のまちづくり推進条例

練馬区福祉のまちづくり推進条例

(平成 22 年 3 月 15 日公布 条例第 16 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 公共的建築物および公共施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう必要な措置を講じる取組をいう。
- (2) 公共的建築物 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅その他の多数の者が利用する練馬区規則（以下「規則」という。）で定める建築物またはその部分をいい、これらに付随する施設で規則で定めるものを含むものとする。
- (3) 公共施設等 道路、公園、駐車場その他の規則で定める施設をいう。
- (4) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）で事業を営む者をいう。
- (5) 区民等 区民および区内に存する公共的建築物または公共施設等を利用する者をいう。
- (6) 建築等 つぎに掲げる行為をいう。
 - ア 建築物の新築、増築または改築（以下「建築」という。）をすること。
 - イ 建築物の全部または一部の用途を変更して公共的建築物にすること。
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第14号に規定する大規模の修繕をすること。
 - エ 建築基準法第 2 条第15号に規定する大規模の模様替をすること。

(基本理念)

第 3 条 区、事業者および区民等は、共通の認識に立って、つぎに掲げる基本理念に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するものとする。

- (1) 福祉のまちづくりは、人々の多様な状況を共感をもって理解し、その意見を反映させるよう取り組まなければならない。
- (2) 福祉のまちづくりは、区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
- (3) 福祉のまちづくりは、これを着実に実施することにより継続的に発展させなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、事業者および区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援を行うものとする。

- 2 区は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

第6条 区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 区民等は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 区民等は、整備された施設の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

第2章 推進計画および基本的施策

(福祉のまちづくりの推進に関する計画)

第7条 区長は、第3条に規定する基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 区、事業者および区民等が連携し、および協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 区長は、推進計画の策定に当たり、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

4 区長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

(啓発等)

第8条 区長は、事業者および区民等が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的な活動を促進できるよう、啓発および学習の支援に努めるものとする。

(情報の提供等)

第9条 区長は、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。

2 区長は、事業者および区民等と福祉のまちづくりに関する情報を共有するための必要な施策を推進するものとする。

3 区、事業者および区民等は、福祉のまちづくりに関する情報を提供する場合には、すべての人が容易に入手し、理解できるよう配慮しなければならない。

(技術的支援)

第10条 区長は、事業者および区民等が他の事業者および区民等と連携を図って実施する福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要な技術的支援を行うものとする。

(調査および検討)

第11条 区長は、福祉のまちづくりに関する施策を継続的に発展させるため、必要な調査を実施し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 公共的建築物および公共施設等の整備に関する手続

第1節 整備基準等

(整備基準等への適合努力義務)

第12条 公共的建築物または公共施設等を所有し、または管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該公共的建築物または公共施設等を規則で定める基準（公共的建築物および公共施設等に関し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な構造および設備に関する基準をいう。以下「整備基準」という。）に適合させるための措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 区長は、整備基準のほか、すべての人が公共的建築物または公共施設等をより安全かつ円滑に利用できるようにするための配慮についての指針（以下「配慮指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 施設所有者等は、配慮指針に基づき、公共的建築物または公共施設等を整備し、または管理するよう努めなければならない。

(整備水準証)

第13条 区長は、施設所有者等に対し、公共的建築物について整備基準の適合状況に応じて、それを証する証票（以下「整備水準証」という。）を交付するものとする。

- 2 整備水準証の交付を受けた者は、当該整備水準証を公共的建築物の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

第2節 公共的建築物の整備に関する手続

(協議申請)

第14条 公共的建築物で規則で定める用途および規模のもの（以下「協議対象公共的建築物」という。）の建築等を行おうとする者（以下「特定整備者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該建築等について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による協議の申請があったときは、特定整備者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

(協議終了通知)

第15条 区長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

- 2 特定整備者は、建築基準法その他の法令に基づく申請、届出等を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(変更の協議申請)

第16条 特定整備者は、第14条第1項の規定による協議が終了してから当該協議に係る内容の工事が完了するまでの間に、当該協議に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該内容の変更について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による変更に係る協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

(完了検査)

第17条 第14条第1項の規定による協議を行った特定整備者は、当該協議に係る内容の工事を完了したとき

は、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協議対象公共的建築物が協議終了通知書の内容と相違がないかどうかの検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。
- 3 区長は、完了検査により、協議終了通知書の内容と相違がないと認めるときは完了検査が終了した旨を、相違があると認めるときはその理由および期限を付して是正すべき内容を、規則で定めるところにより書面で特定整備者に通知しなければならない。
- 4 前3項の規定は、前条第1項の当該協議に係る内容の変更をした場合について準用する。

（措置の公表）

第18条 区長は、特定整備者がすべての人が安全かつ円滑に公共的建築物を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該特定整備者の同意を得て公表することができる。

第3節 公共施設等の整備に関する手続

（工事の届出）

第19条 事業者は、公共施設等で規則で定める種類および規模のものの新設または改修を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ区長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、第1項の新設または改修および前項の変更にあたっては、整備基準を遵守しなければならない。
- 4 区長は、第1項および第2項の規定による届出があったときは、事業者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

（完了の届出）

第20条 前条の届出を行った事業者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

（措置の公表）

第21条 区長は、事業者がすべての人が安全かつ円滑に公共施設等を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該事業者の同意を得て公表することができる。

第4節 区民の意見聴取

第22条 区長は、規則で定める規模以上の建築物を建築し、または公園を新設しようとするときは、整備基準および配慮指針に基づく整備に関し、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

第4章 既存施設の維持管理等

（一体的な整備）

第23条 施設所有者等は、すべての人が安全かつ円滑に施設間を移動することができるようにするため、公共的建築物または公共施設等が相互に接する部分について、他の施設所有者等との連携を図り、一体的に整備するよう努めなければならない。

（共同住宅等の供給および維持管理）

第24条 共同住宅、寄宿舎、寮その他これらに類する施設（以下「共同住宅等」という。）を供給し、または管理する者は、整備基準および配慮指針を踏まえ、良質な共同住宅等の供給および維持管理に努めなけれ

ばならない。

(既存施設の状況の把握等)

第25条 事業者は、区長が要請したときは、この条例の施行の際現に存する公共的建築物（現に建築中のものを含む。）で大規模な病院、物品販売店その他の規則で定めるものについて、すべての人が安全かつ円滑に利用できるかどうかを調査し、その結果を区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにするための工事に係る計画の作成および届出を求めることができる。

3 区長は、前項の届出があったときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る計画について、助言または指導を行うことができる。

第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

第1節 総則

(定義)

第26条 この章において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第2節 特別特定建築物に係る建築物移動等円滑化基準への付加事項等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第27条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。）
- (5) 料理店

(特別特定建築物の建築の規模)

第28条 法第14条第3項の規定による条例で定める特別特定建築物（前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計（増築もしくは改築または用途の変更の場合にあっては、当該増築もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）とする。

2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が2,000平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。

(建築物移動等円滑化基準への適合)

第29条 床面積の合計が前条に規定する規模以上2,000平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第23条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させ

なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物（以下「中規模建築物」という。）を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第18条第1項、同条第2項第1号（階から階に至る階段を除く。）、第2号、第6号および第7号、同条第3項、第19条（便所に係る規定に限る。次項において同じ。）ならびに第21条（令第20条第2項の規定による案内設備または同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。）から第23条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「中規模共同住宅」という。）を建築しようとする者は、当該中規模共同住宅を令第11条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第22条および第23条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

（建築物移動等円滑化基準の付加）

第30条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第40条までに定めるものとする。

（廊下等）

第31条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

（階段）

第32条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 踊場に手すりを設けること。

(2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。

(3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度としてないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物および中規模共同住宅における階段については、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 踊場に手すりを設けること。

(2) けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。

3 前2項の規定は、令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

（便所）

第33条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 出入口および床面に段差を設けないこと。

(2) 床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。

- 2 前項第1号の規定は、共同住宅に便所を設ける場合については、適用しない。
- 3 第1項の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。
 - (1) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
 - (2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。
 - (3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。
 - (4) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計5,000平方メートル以上である場合 ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車いす使用者用便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- 4 第1項の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の便房のうち1以上）について、便器は腰掛便座とし、当該便器のある便房に手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。
- 5 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の床面からの高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

（浴室等）

第34条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものでなければならない。
 - (1) 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。
 - (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
 - (3) 出入口は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
 - ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

第35条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

(駐車場)

第36条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平坦にしなければならない。

2 前項の車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設またはその付近に、令第18条第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

(移動等円滑化経路等)

第37条 移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるものならびにエレベーターのかごおよび昇降路の出入口ならびに中規模建築物に設けられるものを除く。）。

イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上（中規模建築物については、85センチメートル以上）とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合または点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。

ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳およびおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。

ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごおよび昇降路は、つぎに掲げるものであること。

ア エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、90センチメートル以上とすること。

イ エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。

- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上（中規模建築物については、135センチメートル以上）とすること。
- (イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物については、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつては8分の1）を超えないこと。
- (ウ) 手すりを設けること。
- (エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
- (オ) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

- 2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、令第18条第2項第1号から第6号までおよび前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
- 3 前項に規定する経路またはその一部が、移動等円滑化経路またはその一部となる場合にあつては、当該前項に規定する経路またはその一部については、同項の規定は適用しない。
- 4 令第18条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項および第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
- 5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号および第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、令第18条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。

（共同住宅）

第38条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階またはその直上階もしくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）の出入口までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- 2 特定経路は、つぎに掲げるものでなければならない。
 - (1) 当該特定経路上に階段または段を設けないこと（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅における階から階に至る階段については、この限りでない。
 - (2) 当該特定経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ウ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること
 - (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。

- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。
 - ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
 - オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。
- ア かごは、各住戸、車いす使用者用便房または車いす使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。
 - イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ かごの奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを使用することができる奥行きがあること。
 - エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを転回させることができる空間を確保すること。
 - オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。
 - カ かご内に、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - キ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - ク エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。
- (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。
- (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。
 - ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - エ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90

センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

(オ) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。

オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。

4 特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または前条第2項に規定する経路もしくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路またはその一部については、前3項の規定は適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第39条 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあつては、第31条から前条までの規定）は、つぎに掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室または共同住宅の各住戸までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6) 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する建築物の部分については、第33条第1項第1号、同条第4項および第5項の規定は、適用しない。

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第40条 第27条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第31条から第36条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第41条 第27条から第39条までの規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等もしくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができることと認める

場合または建築物もしくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

第3節 特定道路の構造に関する基準

第41条の2 法第10条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、別表第5の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

第4節 特定公園施設の設置に関する基準

第41条の3 法第13条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、別表第6の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

第6章 移動等円滑化基本構想の提案手続

(支援)

第42条 区長は、法第27条第1項の規定による提案（以下「提案」という。）をしようとする者（以下「提案者」という。）に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

(説明会)

第43条 提案者は、提案に当たっては、当該提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者を対象として、規則で定めるところにより説明会を開催し、意見を聴くものとする。

(基本構想の提案)

第44条 提案者は、提案に当たっては、法第27条第1項後段に規定する当該提案に係る基本構想の素案のほか、規則で定める事項について書面で区長に提出するものとする。

(素案の公表および意見の聴取)

第45条 区長は、提案があったときは、規則で定めるところにより当該提案に係る基本構想の素案を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者の意見を聴くことができる。

(提案の採用の判断)

第46条 区長は、提案があったときは、当該提案に基づき基本構想の作成または変更をするか否かについて、つぎに掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 法第3条に規定する基本方針に即していること。
- (2) 提案の内容が、この条例に定める基本理念および整備基準に即していること。
- (3) 提案の内容について、合理的な根拠があること。
- (4) 提案に係る区域について、合理的な根拠があること。
- (5) 提案の内容が、関係する法令等に即していること。
- (6) 提案の内容に關係する計画、方針等に即していること。

(提案の採否の公表)

第47条 法第27条第2項の規定による提案の採否の公表は、規則で定める方法により行うものとする。

第7章 雑則

(適用除外)

第48条 国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）および区が行う公共施設等の新設または改修については、第3章第3節の規定は適用しない。

(先導的役割)

第49条 区は、自ら所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等については、率先して整備基準への適合を図るものとする。

2 区長は、国等に対し、これらが所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等について、整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(報告)

第50条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の規定による協議の申請をした事業者および第19条第1項の規定による届出をした事業者に対し、公共的建築物または公共施設等の施工または管理の状況について報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 区長は、第1項の報告において、公共的建築物または公共施設等の施工または管理について必要があると認めるときは、整備基準に照らし、助言または指導を行うことができる。

(立入調査等)

第51条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第14条第1項の規定による協議の申請に係る敷地または第19条第1項の規定による届出に係る敷地内に立ち入り、施工または管理の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第52条 区長は、事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。

(2) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出について、虚偽の申請または届出をしたとき。

(3) 第15条第1項に規定する協議終了通知書および第16条第2項に規定する変更協議終了通知書の内容と異なる工事をしたとき。

(4) 第17条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査を受けず、または第20条に規定する完了の届出を行わず使用を開始したとき。

(5) 第25条第1項の規定による報告を、正当な理由なく拒んだとき。

(6) 第50条に規定する報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(7) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、または忌避したとき。

(公表)

第53条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書)

第54条 区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第55条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成18年3月31日17練保障第921号区長決定）は、第7条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に練馬区福祉のまちづくり整備要綱（平成5年3月5日練福障発第529号）第5条の規定による協議が終了している公共的建築物については、第3章第2節の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際、現に建築または修繕もしくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第5章の規定は適用しない。
- 5 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第5章の規定は適用しない。
- 6 別表第5の1の項(1)の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、同項(1)の歩道に代えて、車道およびこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄(さく)部または屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

付則

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

(8) 用語集 ※五十音順

ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する技術一般の総称
NPO	Non-profit Organizationの略で、広義には営利を目的としない民間組織。一般的には特定非営利活動促進法に基づいて認証されたNPO法人と、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体を指す。
「気づき」	障害者、高齢者、子育て世代などと一緒に活動することや障害疑似体験等を通じ、多様な人がともに生活していることに対して理解を深め、社会の中のバリアを自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解
協働	住民と行政との共通の領域において、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて主体性を持って自発的かつ互いに対等なものとして尊重し合いながら協力し合う状態
合理的配慮	障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。障害者権利条約第2条に定義
災害時要援護者	高齢者、障害者、その他災害が発生した場合に特別な配慮および援護を必要とする者
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度
だれでもトイレ	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方等だれもが円滑に利用することのできる十分なスペースを確保した便所を「だれでもトイレ」と呼称
バリアフリー	高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を指す。ハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と交通バリアフリー法（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）を統合・拡充し、平成18年に施行。対象者を明確化し、対象施設を拡充するとともに、面的なバリアフリー化を促進するための仕組み、基本構想の策定の際に利用者や住民の側の主体的な参加を推進するための仕組みを整備
ハード・ソフト両面の取組	バリア解消のためには、公共交通施設、公共施設、建築物の整備などハード面の取組と、わかりやすい情報提供や人的対応などのソフト面の取組とを一体的総合的に取り組むことが必要
保健福祉サービス苦情調整委員	保健福祉サービスに対する苦情や相談に適切に対応し、サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、区長の附属機関として「保健福祉サービス苦情調整委員」制度が設けられている。
民生児童委員	「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」を兼ねる。民生委員の任期は3年となり、練馬区における定数は571名（第23期の任期：平成25年12月1日から平成28年11月30日）
ユニバーサルデザイン（UD）	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。
ワークショップ	まちづくり分野などで「参加」「体験」「相互作用」を重視した討議、グループ学習、デザイン等の手法として広く取り組まれている方法。住民参加の計画、まちづくりのプロセスなどの一部として近年普及

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

ずっと住みたい やさしいまちプラン

平成27(2015)年度～平成31(2019)年度

発行 練馬区

編集 練馬区福祉部管理課

【住所】〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

【電話】03-3993-1111 (代表)

【FAX】03-5984-1214

【メール】TIKIFUKUSHI@city.nerima.tokyo.jp